

# 令和4年2月議会定例会議案

新潟県後期高齢者医療広域連合



# 令和4年2月議会定例会提出議案

議案番号	議 件 名
1	専決処分について 専決第1号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について
2	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
3	令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
4	令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
5	令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について



## 議案第1号

### 専決処分について

下記事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和4年2月8日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

### 記

専決第1号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について



## 専決第 1 号

### 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 4 年 3 月 31 日限りで新潟県市町村総合事務組合から阿賀北広域組合を脱退させ、令和 4 年 4 月 1 日から加茂市及び加茂市・田上町消防衛生保育組合を共同処理する事務に加入させることに伴って、新潟県市町村総合事務組合の規約を次のとおり変更するものとする。

令和 4 年 1 月 4 日専決

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合規約（平成 16 年総行市第 30 号許可）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「、阿賀北広域組合」を削る。

別表第 2 の 1 の項中「、阿賀北広域組合」を削り、同表 2 の項及び 3 の項中「小千谷市」の次に「、加茂市」を、「新発田地域広域事務組合」の次に「、加茂市・田上町消防衛生保育組合」を加え、「、阿賀北広域組合」を削り、同表 4 の項から 6 の項までの規定中「、阿賀北広域組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。





## 議案第2号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月8日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第33号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第10条中「令和2年度及び令和3年度」を「令和4年度及び令和5年度」に改める。

第11条中「64万円」を「66万円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。



## 議案第3号

### 令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号) について

令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,741千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ281,187,367千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月8日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7線 入 金		1,947,061	15,741	1,962,802
	2基金繰入金	990,085	15,741	1,005,826
補正されなかった款項にかかる額		279,224,565		279,224,565
歳 入 合 計		281,171,626	15,741	281,187,367

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4特別高額医療費共同事業拠 出金		89,188	5,403	94,591
	1特別高額医療費共同事業拠 出金	89,188	5,403	94,591
6諸支出金		8,826,301	10,338	8,836,639
	1償還金及び還付加算金	8,826,300	10,338	8,836,638
補正されなかった款項にかかる額		272,256,137		272,256,137
歳出合計		281,171,626	15,741	281,187,367



## 議案第4号

令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,094,962千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月8日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

# 第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		1,094,088
	1 負担金	1,094,088
2 国庫支出金		633
	1 国庫補助金	633
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		240
	1 預金利子	3
	2 雑入	237
歳 入	合 計	1,094,962



歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		1,204
	1 議会費	1,204
2 総務費		1,093,658
	1 総務管理費	1,093,231
	2 選挙費	68
	3 監査委員費	359
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出	合計	1,094,962



## 議案第5号

### 令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について

令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ267,004,317千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

#### (一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

#### (歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第292条において準用する同法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 2款保険給付費の各項に計上した負担金、補助及び交付金に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月8日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

# 第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 支 出 金		47,700,298
	1 市 町 村 負 担 金	47,700,298
2 国 庫 支 出 金		89,632,909
	1 国 庫 負 担 金	64,627,950
	2 国 庫 補 助 金	25,004,959
3 県 支 出 金		22,269,222
	1 県 負 担 金	22,269,222
4 支 払 基 金 交 付 金		104,364,657
	1 支 払 基 金 交 付 金	104,364,657
5 特別高額医療費共同事業交 付金		98,779
	1 特別高額医療費共同事業交 付金	98,779
6 財 産 収 入		85
	1 財 産 運 用 収 入	85
7 繰 入 金		2,604,184
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,003,815
	2 基 金 繰 入 金	1,600,369
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 県財政安定化基金借入金		1
	1 県財政安定化基金借入金	1
10 諸 収 入		334,181
	1 預 金 利 子	160
	2 延滞金、加算金及び過料	2
	3 雑 入	334,019
歳 入	合 計	267,004,317

## 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		1,235,525
	1 総務管理費	1,235,525
2 保険給付費		264,333,012
	1 療養諸費	252,683,051
	2 高額療養諸費	10,385,811
	3 その他医療給付費	1,264,150
3 県財政安定化基金拠出金		101,544
	1 県財政安定化基金拠出金	101,544
4 特別高額医療費共同事業拠出金		98,963
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	98,963
5 保健事業費		1,184,471
	1 健康保持増進事業費	1,184,471
6 諸支出金		30,302
	1 償還金及び還付加算金	30,301
	2 延滞金	1
7 公債費		20,000
	1 公債費	20,000
8 予備費		500
	1 予備費	500
歳出	合計	267,004,317

